

防災・減災対策に取り組む中小企業を認定する新たな制度がスタートします！

「事業継続力強化計画」 認定制度



「事業継続力強化計画」認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

「事業継続力強化計画」の認定に記載が必要な事項

- ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果
- 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- 人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- 訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組

認定を受けた企業は取引先企業などからの信用力が向上！

**認定企業は
認定ロゴマークが
使用可能！**

事業継続力強化計画の認定を受けた企業については、経済産業省で公認している、事業継続力強化計画の認定ロゴマークを使用できます。



**防災・減災設備の
税制優遇**

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、対象の防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得した場合、取得価額の20%を特別償却できます。

**補助金の優先採択
(ものづくり補助金等)**

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、今後経済産業省が用意するものづくり補助金等の一部の補助金において、優先的に採択されます。
※詳細は、今後各補助金の事務局から公表されるHPをご確認ください。

信用保証枠の拡大

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額が別枠化されるとともに、海外投資関係保険や新事業開拓保険の限度額が拡大されます。

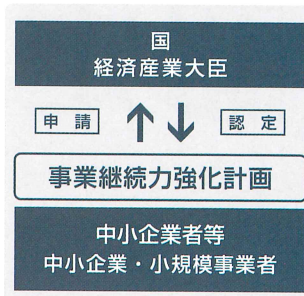
**日本政策
金融公庫による
低利融資**

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、日本政策金融公庫による低利融資を利用できます。

「実効性のある具体的な事業継続力強化計画」を認定 ポイントは「自社事業の特長を踏まえた防災・減災計画」

「事業継続力強化計画」認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。



「事業継続力強化計画」に記載いただく事項

ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確 認結果	安否確認や避難の実施方法 など、発災時の初動対応 手順	人員確保、機械・設備の 保護、資金繰り対策、情報 保護に向けた具体的な対策	訓練の実施や計画の見直し など、事業継続力強化の 実効性確保の取組
-------------------------------	-----------------------------------	---	---

こんな取組を社内で推進しましょう！

目的の明確化

- ・ いざというときに慌てないよう、被災時に何を目標とするのかあらかじめ想定

リスク認識・被害想定

- ・ ハザードマップを確認し、自然災害リスクを確認
- ・ 自然災害による事業への影響を想定

発災時の初動対応手順

- ・ 人命の安全確保（従業員の避難、安否確認）
- ・ 非常時の緊急体制の構築
- ・ 取引先や関係団体への被害状況の共有方法等の確認

推進体制構築

- ・ 経営トップによる推進
- ・ 災害時の社内体制の構築

実効性を確保する取組

- ・ 年に1回以上、従業員向けの定期的な訓練及び教育の実施
- ・ 自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し

具体的な事前対策

① 人員確保

- ・ 従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化
- ・ 他社との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の構築

② 建物・設備の保護

- ・ 地震に備えた機器の固定
- ・ 配電盤等の重要設備の高所設置
- ・ 停電に備えた自家発電設備の導入

③ 資金繰り対策

- ・ 被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
- ・ 水害や地震などの災害に対応をした損害保険や共済に加入
- ・ 休業時に利益補償をする保険に加入
- ・ 建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象とする保険・共済に加入

④ 情報保護

- ・ 契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
- ・ クラウドサーバーを活用した情報の保管

⑤ 取引先・他社との協力体制

- ・ 地域の企業との非常時応援態勢の整備
- ・ 取引先や、同業者組合等での連携

計画の作成に関する問い合わせ先

岐阜商工会議所…… 058-264-2135
柳津町商工会…… 058-387-6464
岐阜市役所…… 058-214-2771(商工課)

「事業継続力強化計画」認定制度に関する問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-0459 FAX：03-3501-6805

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 011-709-1783

東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922

関東経済産業局 産業部 中小企業課 048-600-0321

中部経済産業局 産業部 中小企業課 052-951-2748

近畿経済産業局 産業部 中小企業課 06-6966-6023

中国経済産業局 産業部 中小企業課 082-224-5661

四国経済産業局 産業部 中小企業課 087-811-8529

九州経済産業局 産業部 経営支援課 092-482-5592

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 098-866-1755